

船舶事故調査報告書

令和元年12月18日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（棧橋）
発生日時	平成31年4月27日 10時40分ごろ
発生場所	阪神港堺泉北区の企業専用棧橋 堺泉北大和川南防波堤南灯台から真方位127° 1.9海里付近 （概位 北緯34° 34.6′ 東経135° 25.6′）
事故の概要	油送船第十八永進丸 <sup>えいしん</sup> は、着棧作業中、棧橋に衝突した。
事故調査の経過	令和元年6月10日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	油送船 第十八永進丸、3,799トン
船舶番号、船舶所有者等	140206、興栄海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 右舷船尾部外板に凹損 棧橋 コンクリートに破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約0.3m 堺市には、平成31年4月27日04時27分に強風及び波浪注意報が発表され、本事故当ても継続中であつた。
事故の経過	本船は、船長ほか11人が乗り組み、船長が、船橋で操船に当たり、乗組員を船首尾に配置し、荷役棧橋に右舷着けで着棧作業中、左舷錨を投入して棧橋に接近したところ、約14～15m/sの風となり、棧橋にふだんよりも強く寄せられ、右舷船尾部が棧橋の角に衝突した。 船長は、本事故発生前に錨泊して待機中、10m/s以下で風速が安定したと思い、棧橋に接近したが、タグボートを準備すべきであつたと本事故後に思った。
分析	本船は、強風及び波浪注意報が発表されている状況下、右舷着けで着棧作業中、船長が、10m/s以下で風速が安定したと思い、タグボートの支援を受けることなく棧橋に接近したことから、約14～15m/sに強まった風に圧流され、棧橋に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、強風及び波浪注意報が発表されている状況下、本船が、右舷着けで着棧作業中、船長が、10m/s以下で風速が安定したと思い、タグボートの支援を受けることなく棧橋に接近したため、約14～15m/sに強まった風に圧流され、棧橋に衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・ 強風及び波浪注意報が発表されている状況下で離着岸作業をする場合には、あらかじめタグボートを準備するなど風浪対策を講じること。